

## 小規模特別養護老人ホーム ジロール麹町 ご利用料金表

### ● 介護保険サービス費 (30日月の場合)

	1割負担の方					2割負担の方	3割負担の方
	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階		
要介護1	¥21,615					¥43,230	¥64,845
要介護2	¥23,871					¥47,742	¥71,613
要介護3	¥26,259					¥52,517	¥78,775
要介護4	¥28,580					¥57,160	¥85,740
要介護5	¥30,804					¥61,607	¥92,411
居住費	¥24,600	¥24,600	¥39,300	¥39,300	¥60,180	¥60,180	
食費	¥9,000	¥11,700	¥19,500	¥40,800	¥43,350	¥43,350	

※ 月額基本料金に加え、以下の各種加算項目を併せて頂戴します。この加算項目は、事業所の体制変更、ご利用者の身体状況の変化等によりその内容が変更される場合があります。

### ● 加算項目

加算項目	単位数	算定要件等
初期加算	30単位/日	入所から30日以内の期間加算。30日以上入院後の再入所も同様に加算
安全対策体制加算	20単位/回	外部の研修を受けた担当者が配置され、組織的に安全対策を実施する体制を整えている事業所に入居時(入居時1回を限度)
夜間職員配置加算(Ⅱ)イ	46単位/日	夜勤を行う介護職員又は看護職員が、人員基準+1名以上配置されている事業所
日常生活継続支援加算Ⅱ	46単位/日	新規入所者のうち、認知症日常生活自立度Ⅲ以上の入所者が65%以上である事業所
看取り介護加算 ※①	72単位/日	死亡日以前30日以上45日以下の期間
	144単位/日	死亡日以前4日以上30日以下の期間
	680単位/日	死亡日の前日及び前々日
	1,280単位/日	死亡された当日
入院・外泊時の費用	246単位/日	病院等に入院した場合及び自宅等へ外泊をされた場合、1月につき6日を限度として所定単位数に代えて加算
サービス提供体制強化加算Ⅱ	6単位/日	介護職員の継続勤務年数や介護福祉士割合など、職員体制等が厚生労働大臣が定める基準に該当している事業所に対して加算
介護職員処遇改善加算Ⅰ	8.3%/月	介護サービスに従事する職員の処遇改善を目的とした加算 ※各月総単位数に該当割合を掛けて算定
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	2.7%/月	経験・技能のある介護職員の処遇を重点的に改善することを目的とした加算
介護職員等ベースアップ等支援加算	1.6%/月	介護職員処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを取得しており、継続して適切に介護職員等の処遇を改善している事業所

※① 看取り加算は、医師の指示のもと、ターミナルケアの方針決定以降の期間を対象とします

### ● その他料金

- ・ 訪問診療や処方薬にかかる費用は別途発生します。
- ・ 上限5万円のお預かり金(お小遣い)を管理させて頂き、個人購入の消耗品、日用品、レクリエーション費、理美容代等に使用させて頂きます。